

馬頭最終処分場整備運営事業（仮称）

実施方針

平成28年3月

（平成28年6月一部変更）

栃木県

はじめに

栃木県（以下「県」という。）は、馬頭最終処分場整備運営事業（仮称）（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することを予定している。

本事業に関し、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、PFI法第5条第1項の規定により実施方針を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表するものである。

平成28年3月14日

栃木県知事 福田 富一

## 目次

1	特定事業の選定に関する事項	1
(1)	事業内容に関する事項	1
(2)	特定事業の選定及び公表に関する事項	4
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
(1)	民間事業者の募集及び選定の方法	5
(2)	民間事業者の募集及び選定の手順	5
(3)	募集の手続き等	6
(4)	入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
(5)	審査及び選定に関する事項	13
(6)	提出書類の扱い	14
(7)	特別目的会社との契約手続き	14
3	選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
(1)	基本的な考え方	15
(2)	事業の実施状況のモニタリング	15
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
(1)	計画地条件	16
(2)	馬頭最終処分場（仮称）の施設構成	17
5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
(1)	金融機関と県の協議（直接協定）	18
(2)	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	18
(3)	その他	18
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
(1)	法制上及び税制上の措置	19
(2)	財政上及び金融上の支援	19
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
(1)	議会の議決	19
(2)	提案に伴う費用負担	19
(3)	情報公開及び情報提供	19
(4)	実施方針等に関する問い合わせ先	19
別紙1	処理手数料収入の考え方	20
別紙2	リスク分担表（案）	21
別紙3	事業計画地位置図（馬頭最終処分場（仮称）事業区域及び北沢不法投棄地）	23
様式1	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書	24
様式2	実施方針及び要求水準書（案）に関する意見書	25
様式3	実施方針等に関する（説明会・現地見学会）参加申込書（共通）	26

## 1 特定事業の選定に関する事項

### (1) 事業内容に関する事項

#### ア 事業名称

馬頭最終処分場整備運営事業（仮称）

#### イ 公共施設等の管理者等の名称

栃木県知事 福田富一

#### ウ 事業の目的

県は、那珂川町北沢地区の不法投棄物を撤去するとともに、県内から排出される産業廃棄物を適正に処分し、循環型社会の形成や地域産業の振興に資するため、管理型産業廃棄物最終処分場を整備する。

本事業は、本施設の設計、建設、運営及び維持管理を一体的に行うとともに、北沢地区の不法投棄物撤去を行う事業である。

本事業の実施に当たっては、県は、PFI法に基づく事業として実施することを検討しており、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用することにより、事業期間全体を通して、社会経済情勢の変化にも柔軟に対応し、十分な安全性が確保され、安定的かつ継続的に本施設が運営及び維持管理されることを期待する。

#### エ 本施設の概要

施設の設置位置	栃木県那須郡那珂川町和見、小口地内
施設の種類	管理型産業廃棄物最終処分場
施設で処理可能とする産業廃棄物の種類	<u>紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、政令第2条第13号廃棄物</u>
事業区域面積	65.2ha
埋立面積	約 4.8ha
埋立容量	約 600,000m <sup>3</sup>

#### オ 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、本事業を実施する者として選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）が、本施設の設計及び建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、本施設の運営・維持管理を行うBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

削除: 県内から排出される産業廃棄物

... [1]

## カ 事業期間及び受入廃棄物

事業期間及び受入廃棄物は、次のとおりとする。ただし、事情の変更があり必要な場合には、県と選定事業者の協議により、事業期間等を変更できるものとする。

### (ア) 事業期間

- a 設計・建設期間 事業契約締結の日～平成 34 年 12 月
- b 運営・維持管理期間（埋立期間） 平成 35 年 1 月～平成 46 年 12 月
- c 埋立終了後の管理期間 平成 47 年 1 月～平成 48 年 12 月
- d 不法投棄物撤去期間（設計・工事・処理） 事業契約締結の日～平成 36 年 12 月

### (イ) 受入廃棄物

- a 県内から排出される産業廃棄物（中間処理施設から排出されるものを含む）を基本とし、具体的な種類等は提案とする。
- b 北沢不法投棄物（受入基準に適合するものに限る）

## キ 業務範囲

選定事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

### (ア) 設計業務

- a 施設設計業務
- b 各種手続きに関する業務（施設設置に係る手続き、廃棄物処理施設整備計画書の作成、補助金申請手続き、関係機関との協議等）  
※産業廃棄物処理施設の設置許可申請は、県が行う。
- c 説明会等地元対応補助業務

### (イ) 建設工事業務

- a 建設工事及び関連業務
- b 各種手続きに関する業務（廃棄物処分業の許可申請、施設設置に係る手続き、補助金申請等手続き、関係機関との協議等）
- c 工事監理業務
- d 開業準備業務
- e 施設の引渡し業務（県への所有権移転業務等）  
※県は、引渡しを受けた後、選定事業者に施設を使用することができる権原を付与する。

### (ウ) 運営・維持管理業務

- a 営業業務
- b 受付管理業務
- c 埋立管理業務
- d 浸出水処理施設等運転管理業務
- e 維持管理業務
- f 環境管理業務
- g 情報管理業務
- h 安全衛生管理業務
- i 啓発業務

削除: 本施設の設計・建設期間

... [2]

削除: 県内から排出される産業廃棄物、  
(県外で発生し県内の中間処理施設から排出されるものを含む)

... [3]

- j その他関連業務
- k 自由提案事業（任意で実施する事業）

**(エ) 埋立終了後の管理業務**

- a 場内環境管理業務
- b 浸出水処理施設等運転管理業務
- c 維持管理業務
- d 環境管理業務
- e その他関連業務

**(オ) 不法投棄物撤去業務**

- a 汚染拡散防止対策工事業務
- b 不法投棄物撤去・運搬業務
- c 不法投棄物埋立処理業務

**ク 選定事業者の収入**

選定事業者の収入は、次のとおりとする。

**(ア) 処理手数料収入**

選定事業者が、自ら確保した産業廃棄物の受入により得られる処理手数料収入。

なお、一定基準以上の処理手数料収入が得られた場合は、別紙1に定めるとおり、当該収入の一定割合を県に納付することとする。

**(イ) 県のサービス購入料**

県は、選定事業者と締結する事業契約により、サービス購入料を支払う。

サービス購入料の構成は、次のとおりとする。

**a 建設工事業務のうち特定の施設に係る業務の対価**

「1-(1)-キ-(イ)建設工事業務」のうち、次の施設の整備に係る対価として、当該施設整備に要する費用から、当該施設に係る「(ウ) 国庫補助金及び県補助金」相当額を控除した額の一定割合※<sup>1</sup>を支払う。具体的には、選定事業者の提案金額をもとに、事業契約においてあらかじめ定める額を、埋立期間開始後、12年間の割賦払いにより選定事業者を支払う。

※<sup>1</sup>：具体的な割合は、入札公告の段階で示す。

(a) 遮水工のうち多重バックアップ機能に関するもの

(b) 被覆施設

(c) 浸出水処理施設のうち高度処理に関する次のもの

- ・凝集膜分離（浸漬型膜処理）
- ・電気透析処理

**b 不法投棄物撤去業務の対価**

「1-(1)-キ-(オ)不法投棄物撤去業務」に係る対価として、選定事業者の提案金額をもとに、事業契約においてあらかじめ定める額を、不法投棄物撤去期間において選定事業者を支払う。

**(ウ) 国庫補助金及び県補助金**

本事業では、選定事業者自らの申請により、「廃棄物処理施設整備費（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）国庫補助金」（環境省）及びこれに相当する県補助金の交付を受けることを想定している。

**(エ) その他の収入**

選定事業者が任意に提案し、県が認めた自由提案事業の実施により得られる収入。

**ケ 法令等の遵守**

本事業の実施に当たり、選定事業者は、関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守すること。

**コ 実施方針の変更**

実施方針公表後における民間事業者からの意見等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を県ホームページへの掲載により公表する。

**(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項**

**ア 特定事業の選定に当たっての考え方**

県は、本事業をPFI事業として実施することにより、従来方式と比較して、効率的かつ効果的に実施できることが見込まれる場合に、本事業を特定事業として選定する。

**イ 特定事業の選定結果の公表**

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、県ホームページへの掲載等により公表する。

なお、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表する。

## 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 民間事業者の募集及び選定の方法

本事業における民間事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式による。

なお、本事業は、WTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

### (2) 民間事業者の募集及び選定の手順

本事業における民間事業者の募集及び選定については、次のスケジュールのとおり行う予定である。

日程	内容
平成28年 3月14日	実施方針及び要求水準書(案)（以下、「実施方針等」という。）の公表
平成28年 3月15日～4月8日	実施方針等に関する質問・意見の受付
平成28年 3月17日	実施方針等に関する説明会
平成28年 3月23日、24日	現地見学会
平成28年 5月	実施方針等に関する質問・意見の回答
平成28年 7月	特定事業の選定・公表
平成28年 9月	入札公告(入札説明書等の公表)
平成28年 10月	入札説明書等に関する説明会
平成28年 10月～12月	入札説明書等に関する質問の受付・回答(第1回)
平成28年 12月	参加表明書(参加資格確認申請書を含む)の受付
平成29年 1月	資格審査結果の通知
平成29年 1月～2月	入札説明書等に関する質問の受付・回答(第2回)
平成29年 3月	入札書類の受付
平成29年 7月	落札者の決定・公表
平成29年 8月	基本協定の締結
平成29年 10月	仮契約の締結
平成29年 12月	事業契約の締結

削除: 6

削除: 7

削除: 7

削除: 7

削除: 平成28年 8月

... [4]

削除: 8

削除: 28

削除: 9

削除: 28

削除: 9

削除: 平成28年 9月

... [5]

削除: 28

削除: 12

削除: 3

削除: 4

削除: 7

削除: 10



### (3) 募集の手続き等

#### ア 実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答公表

実施方針等に対する質問・意見は、様式1「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書」及び様式2「実施方針及び要求水準書（案）に関する意見書」に記入の上、電子メールで提出すること。なお、電子メールの件名には「質問・意見書」と記載すること。

##### (ア) 受付期間

平成28年3月15日（火）から4月8日（金）午後5時まで

##### (イ) 提出先

栃木県環境森林部馬頭処分場整備室

E-mail : bato@pref.tochigi.lg.jp

##### (ウ) 回答方法

平成28年5月に県ホームページへの掲載により公表する予定である。

#### イ 実施方針等に関する説明会及び現地見学会

本事業に対する民間事業者の参入促進に向けて、実施方針等の中で、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について、県の考え方を提示するため、次のとおり実施方針等に関する説明会及び現地見学会を開催する。

##### (ア) 説明会

日時：平成28年3月17日（木）14:00～16:00

場所：栃木県庁東館 4階講堂

申込期限：平成28年3月16日（水）午後1時まで

##### (イ) 現地見学会

日時：平成28年3月23日（水）、24日（木）両日とも13:00～16:00

場所：那珂川町（集合場所は「那珂川町小川総合福祉センター」南側駐車場）

※住所：栃木県那須郡那珂川町小川1065

申込期限：平成28年3月18日（金）午後5時まで

##### (ウ) 参加者

本事業に参加を希望する民間事業者とし、説明会、現地見学会とも1社2名までとする。

##### (エ) 申込方法

様式3「実施方針等に関する（説明会・現地見学会）参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールで申し込むこと。なお、電子メールの件名には「説明会参加申込」又は「現地見学会参加申込」と記載すること。

##### (オ) 申込先

栃木県環境森林部馬頭処分場整備室

E-mail : bato@pref.tochigi.lg.jp

##### (カ) 開催方法

詳細は、県ホームページへの掲載により公表する。

#### ウ 特定事業の選定の公表

実施方針等に対する意見等の結果を踏まえ、P F I 事業として実施することが適当であると認められる場合、本事業を特定事業として選定し、その結果を県ホームページへの掲載により公表する。

#### エ 入札公告（入札説明書等の公表）

実施方針等に対する意見等を踏まえ、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）を県ホームページへの掲載により公表する。

#### オ 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等の中で、入札に関する事項、事業契約等に関する事項等について、説明会を開催する。開催日時、開催場所等については、入札説明書等により提示する。

#### カ 入札説明書等に関する質問の受付・回答（第1回、第2回）

入札説明書等に記載した内容に対する質疑回答を行う。質問の提出方法、提出期間等は、入札説明書等により提示する。

#### キ 参加表明書（参加資格確認申請書を含む）の受付・結果の通知

参加者は、参加表明書及び資格審査に必要な書類（以下、「参加表明書等」という。）を提出すること。資格審査の結果は、参加者に通知する。なお、参加表明書等の提出方法、提出期間等は、入札説明書等により提示する。

#### ク 入札書類の受付

資格審査通知により、入札参加資格の確認を受けた参加者は、入札書及び本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札書類（提案書）を提出すること。提案方法の詳細は、入札説明書等により提示する。

#### ケ 落札者の決定・公表

本事業の事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）にて、入札参加者からの提案書を審査し、最も優れていると認めた入札参加者を最優秀提案者として選定する。県は、選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定し、公表する。

#### コ 基本協定の締結、仮契約の締結

県は、落札者と協議を行い、落札者と基本協定を締結し、さらに基本協定を踏まえて、落札者の構成員により設立される特別目的会社（以下、「SPC」という。）と、本事業の事業契約について仮契約を締結する。

#### サ 事業契約の締結

仮契約は、県議会の議決を経て、本契約となる。

#### (4) 入札参加者の備えるべき参加資格要件

##### ア 入札参加者の構成等

- (ア)入札参加者の構成は、本事業の各業務に当たる単独の企業又は複数の企業により構成される企業グループとする。
- (イ)入札参加者のうち、SPCに出資を予定し、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「構成員」、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とし、資格審査の申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。なお、構成員又は協力企業以外の企業であっても、SPCから直接業務を受託又は請け負うことは可能である。
- (ウ)入札参加者は、代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が応募手続きを行うものとする。また、代表企業は、必ず構成員とすること。
- (エ)入札参加者の構成員又は協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業となっていないこと。ただし、選定されなかった入札参加者のうち協力企業については、本事業契約締結後に、選定事業者の業務を受託又は請け負うことは可能である。

##### イ 入札参加者の参加資格要件（共通）

- 入札参加者の構成員及び協力企業は、いずれも次の要件を満たすこと。
- (ア)PFI法第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (イ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号の各細分に該当しない者であること。
  - (ウ)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
  - (エ)参加表明書の受付締切日から提案書の提出締切日までの期間において栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領又は栃木県競争入札参加者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (オ)民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
  - (カ)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - (キ)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。
  - (ク)手形交換所における取引停止処分を受けているなど経営状況が著しく不健全な者でないこと。
  - (ケ)直近1年間に於いて国税及び地方税を滞納していない者であること。
  - (コ)栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。
  - (サ)県が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本金若しくは人事面において関連がある

者でないこと。本事業に関し、県のアドバイザー業務を行う者は次のとおりである。

a パシフィックコンサルタンツ株式会社

b 日比谷パーク法律事務所

なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

(シ)本事業の事業者選定委員が属する企業若しくはその企業と資本面・人事面で関連のある者でないこと。

(ス)本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

#### ウ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

入札参加者の構成員及び協力企業のうち、設計、建設、運営等の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

##### (ア) 設計業務に当たる者

本施設の設計業務を行う企業は、構成員又は協力企業とし、a～e の要件をすべて満たすこと。ただし、当該設計業務に当たる者が複数の場合には、複数の者で a～e の要件をすべて満たせばよいが、そのうち 1 者は a～d の要件をすべて満たし、他のものは a、b の要件を満たすこと。

a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所又は建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく建設コンサルタント（廃棄物部門に限る。）の登録を行っている者であること。

b 平成 27 年度及び平成 28 年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成 26 年栃木県告示第 519 号又は平成 27 年栃木県告示第 101 号）に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

c 元請又は共同企業体の構成員として、次の実施設計の実績を有すること。

・クローズド（被覆）型の一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場

d 本施設の処分場本体（建築物を除く。）の設計に係る設計責任者として、次に掲げる要件を満たす者を配置すること。

・技術士（総合技術監理部門 衛生工学部門：廃棄物管理（廃棄物処理、廃棄物管理計画含む））又は技術士（衛生工学部門：廃棄物管理（廃棄物処理、廃棄物管理計画含む））の資格を有する者

e 建築物の設計者として、次の要件を満たす者を配置すること。

・一級建築士の資格を有する者

(イ) 建設工事業務に当たる者

(イ) -1 共通

本施設の建設業務を行う企業は、次の要件を満たすこと。

- ・平成 27 年度及び平成 28 年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成 26 年栃木県告示第 518 号又は平成 27 年栃木県告示第 100 号）に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(イ) -2 土木

本施設の処分場本体（被覆施設を除く。）の建設業務を行う企業は、構成員又は協力企業とし、a～d の要件をすべて満たすこと。ただし、当該建設業務に当たる者が複数の場合には、そのうち 1 者は a～d の要件をすべて満たし、他のものは a の要件を満たすこと。

- 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、特定建設業（土木一式工事）の許可を受けていること。
- 参加資格確認基準日において、建設業法に規定する土木一式工事に係る経営事項審査結果通知書（最新のもの）の総合評定値（総合評点）が 1,400 点以上であること。
- 元請又は共同企業体の構成員として、次の施工実績を有すること。
  - ・クローズド（被覆）型の一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場
- 土木の施工現場に、次の要件を満たす者を専任として配置すること。
  - ①一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の施工現場において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者としての実績を有する者
  - ②一級土木施工管理技士（国土交通大臣が同等以上の能力を有するものと認定した者を含む。）であり、土木工事業の監理技術者資格者証を有する者（監理技術者講習修了証等により過去 5 年以内に監理技術者講習を受講したことが認められる者を含む。）

(イ) -3 建築

本施設の被覆施設の建築を行う企業は、構成員又は協力企業とし、a～d の要件をすべて満たすこと。ただし、当該建築業務に当たる者が複数の場合には、そのうち 1 者は a～d の要件をすべて満たし、他のものは a の要件を満たすこと。

- 建設業法第 3 条第 1 項の規定による、特定建設業（建築一式工事）の許可を受けていること。
- 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果通知書（最新のもの）の総合評定値（総合評点）が 1,400 点以上であること。
- 元請又は共同企業体の構成員として、次の施工実績を有すること。
  - ・クローズド（被覆）型の一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の被覆施設
- 建築の施工現場に、次の要件を満たす者を専任として配置すること。
  - ・一級建築施工管理技士（国土交通大臣が同等以上の能力を有するものと認定した者を含む。）であり、建築工事業の監理技術者資格者証を有する者（監理技術者講習修了証等により過去 5 年以内に監理技術者講習を受講したことが認められる者を含む。）

削除：（昭和 24 年法律第 100 号）

(イ) -4 水処理

本施設の浸出水処理施設（プラント）の建設を行う企業は、構成員又は協力企業とし、a～cの要件をすべて満たすこと。ただし、当該建設業務に当たる者が複数の場合には、そのうち1者はa～cの要件をすべて満たし、他のものはaの要件を満たすこと。

- a 建設業法第3条第1項の規定により、特定建設業（清掃施設工事業又は機械器具設置工事）の許可を受けていること。
- b 元請又は共同企業体の構成員として、次の施工実績を有すること。
  - ・一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の浸出水処理施設
- c 浸出水処理施設（プラント）の施工現場に、次の要件を満たす者を専任として配置すること。
  - ・浸出水処理施設の施工現場において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者としての実績を有する者

削除：（昭和24年法律第100号）

削除：及び

#### (ウ) 運営・維持管理業務に当たる者

本施設の運営・維持管理業務を行う企業は、構成員とし、a～eの要件をすべて満たすこと。ただし、当該運営・維持管理業務に当たる者が複数の場合には、構成員を1者以上含めた上で、すべての企業がaを満たし、かつ、複数の者でb～eの要件をすべて満たせばよいものとする。

- a 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づく入札参加者資格を有すること。
- b 参加資格確認基準日において、現に産業廃棄物処分業を営んでおり、当該処分業において1年間以上の営業実績を有すること。
- c 一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場での1年間以上の埋立管理業務の実績を有すること。
- d 一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の浸出水処理施設の運転管理実績を有すること。
- e 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項の規定に基づく、廃棄物処理施設技術管理者と成り得る資格を有する者が1名以上在籍し、本業務に配置すること。

削除：a

削除：（昭和45年法律第137号）

#### (エ) 埋立終了後の管理業務に当たる者

上記（ウ）の要件を満たすこと。

#### (オ) 不法投棄物撤去業務に当たる者

不法投棄物撤去業務の各業務を行う企業は、以下のとおりとする。

- a 設計業務は、上記（ア）の要件を満たすこと。
- b 汚染拡散防止対策工事業務は、上記（イ）-1及び（イ）-2の要件を満たすこと。
- c 不法投棄物撤去・運搬業務は、上記（イ）-1及び（イ）-2、又は（ウ）の要件を満たすこと。
- d 不法投棄物埋立業務は、上記（ウ）の要件を満たすこと。

### エ 県の入札参加資格を有さない者の参加

上記ウ入札参加者の参加資格要件（業務別）において、各業務に当たる者として必要とす

る県の入札参加資格を有していない者は、参加表明書の受付までに入札参加資格を有する必要がある。

なお、入札参加資格者名簿への登録時期によって申請の受付期間が定められているので、事前に確認すること。

削除: 県の平成 27 年度及び平成 28 年度における

削除: 者名簿に登録されていない

削除: 平成 28 年 6 月までに登録申請を行うこと。

#### オ 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認申請の締切日とする。

#### カ 参加資格の喪失

(ア)参加資格確認基準日から提案書の提出締切日の前日までの間に、資格確認通知を受けた入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。

- a 入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格等を確認し、これを認めたとき。
- b 構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての参加資格等を満たすことを県が認めたとき。

(イ)提案書の提出締切日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

- a 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。
- b 構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。

(ウ)落札者決定日の翌日から事業契約締結日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は当該入札参加者と基本協定又は事業契約を締結しない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者と基本協定又は事業契約を締結する。

- a 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。
- b 構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。

#### (5) 審査及び選定に関する事項

##### ア 審査に関する基本的な考え方

入札書類の審査に当たっては、学識経験者等で構成する選定委員会を設置する。県は、選定委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、落札者を決定する。なお、本事業について委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う。

選定委員会は以下の委員で構成される。

(敬称略・委員長及び副委員長を除き五十音順)

区分	氏名	所属・役職等
委員長	植田 和男	NPO 法人日本PFI・PPP協会 理事長
副委員長	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科 教授
委員	柿井 一男	宇都宮大学大学院工学研究科 名誉教授
委員	高田 純子	公認会計士・税理士
委員	藤吉 秀昭	一般財団法人日本環境衛生センター 常務理事
委員	増田 浩志	宇都宮大学大学院工学研究科 教授
委員	渡部 康男	一般社団法人栃木県経営者協会 地域環境委員会副委員長

##### イ 審査の手順及び方法

###### (ア) 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を参加者に通知する。

###### (イ) 入札書類審査

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、選定委員会において入札書類の審査を行い、最優秀提案を選定する。



(ウ) 審査事項

審査事項は、入札説明書に添付する落札者決定基準に示す。

(エ) 審査結果

審査結果は、県ホームページへの掲載等により公表する。

(6) 提出書類の扱い

ア 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。

ただし、県は、本事業の公表時及びその他県が必要と判断した場合には、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札参加者の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

(7) 特別目的会社との契約手続き

ア 契約手続き

県は、落札者と協議を行い、基本協定を締結する。また、基本協定に従い、落札者は、事業契約（仮契約）締結までに本事業を実施するSPCを設立することとし、県は、SPCと事業契約（仮契約）を締結する。仮契約は、県議会の議決を経て、本契約となる。また、当該SPCを選定事業者とする。

イ SPCの設立等の要件

落札者は、本事業を実施するため、仮契約の締結前までに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてSPCを栃木県内に設立すること。

なお、入札参加者の構成員は、SPCに対して必ず出資するものとし、構成員によるSPCへの出資比率が50%を超えるものとする。なお、代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大とすること。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

### 3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### (1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、県と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、本事業の目的を確実に達成することを目指すものであり、選定事業者が行う業務に伴い発生するリスクは、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うことに合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

この考え方に基づいて、県及び選定事業者間における設計・建設段階、運営・維持管理段階等におけるリスク分担の考え方を別紙2「リスク分担表（案）」に提示する。

#### (2) 事業の実施状況のモニタリング

県は、選定事業者が実施する業務についてモニタリングを行う。

#### 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### (1) 計画地条件

###### ア 馬頭最終処分場（仮称）

所在地	栃木県那須郡那珂川町和見、小口地内 ※別紙3参照
事業区域面積	65.2ha
都市計画区域	区域区分が定められていない都市計画区域
用途地域	指定なし
建ぺい率／容積率	60％／200％
その他	県立自然公園、地域森林計画対象地域

###### イ 北沢不法投棄地

所在地	栃木県那須郡那珂川町小口、小砂地内 ※別紙3参照
事業区域面積	約 7,500 m <sup>2</sup>
都市計画区域	都市計画区域外
撤去が必要な量	合計撤去量：約 51,000m <sup>3</sup> (推定) (内訳) 不法投棄物：約 31,000m <sup>3</sup> (掘削による容積増加率考慮：約 45,000 m <sup>3</sup> ) 周辺汚染土壌：約 3,900m <sup>3</sup> (掘削による容積増加率考慮：約 5,700 m <sup>3</sup> ) (不法投棄物の種類) 紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類、建設廃材、プリント基板、顔料、ビニールシート、医療系廃棄物、自動車解体材、焼却灰 等
その他	県立自然公園

(2) 馬頭最終処分場（仮称）の施設構成

分類	施設	概要	
主要施設	埋立施設	埋立地	
		貯留構造物	
		被覆施設	
		地下水集排水施設	
		遮水工	
		雨水集排水施設	
		埋立ガス抜き施設	
		浸出水集排水施設	浸出水集水ピット、点検用通路
	浸出水処理施設等	浸出水調整槽	
		浸出水処理施設	
管理施設	管理棟		
	搬出入監視施設	トラックスケール、計量棟、放射線測定装置	
	洗車施設		
	水質モニタリング施設	地下水観測井戸、検水ピット	
	場内道路、管理道路		
	立札・門扉・囲障設備		
	防火設備		
関連施設	前処理施設	破碎・選別機、仮設ヤード (被覆施設のある埋立地に設置)	
	覆土仮置場		
	防災調整池		
	搬入道路※		

※搬入道路は、県が整備する。

- 削除: 数量
- 削除: 面積 . 約 . 48,000m<sup>2</sup> . [6]
- 削除: 盛土量 . 約 400,000m<sup>3</sup>
- 削除: 面積 . 約 . 50,000m<sup>2</sup>
- 削除: 延長 . 約 . 3,900m .
- 削除: 面積 . 底面: 約 24,000m<sup>2</sup> . [7]
- 削除: 延長 . 約 . 3,000m
- 削除: 24 箇所
- 削除: 延長 . 約 . 850m
- 削除: 浸出水取水・導水施設 .
- 削除: 集水ピット、点検用通路一式 . [8]
- 削除: 能力 . 100m<sup>3</sup>/日
- 削除: 1 棟
- 削除: 管理
- 削除: 分析室 1室
- 削除: .
- 削除: 施設 1式
- 削除: 洗車施設 1式 .
- 削除: 1式
- 削除: 4 箇所
- 削除: 柵 1 箇所
- 削除: 用
- 削除: 延長 . 約 . 1,000m
- 削除: 管理用フェンス
- 削除: 延長 . 約 . 2,000m
- 削除: (被覆施設のある埋立地に設置)
- 削除: 約 1,250 m<sup>2</sup>
- 削除: 土量 . 約 90,000m<sup>3</sup>.
- 削除: 容量 . 約 10,500m<sup>3</sup>.
- 削除: 延長 . 約 500m

## 5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県と選定事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が一定期間内に整わない場合は、事業契約に定める具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### (1) 金融機関と県の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、必要に応じて、あらかじめ一定の重要事項について、選定事業者に資金提供を行う金融機関と県で協議し、直接協定を締結する。

### (2) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業において、事業の継続が困難になった場合には、次の措置を講じる。

#### ア 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 選定事業者の提供するサービスが、事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、県は、選定事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。選定事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、県は、事業契約を解除することができる。
- (イ) 選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合には、県は、事業契約を解除することができる。
- (ウ) (ア)、(イ)の規定により県が事業契約を解除した場合、選定事業者は、県に生じた損害を賠償しなければならない。

#### イ 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合には、選定事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- (イ) (ア)の規定により選定事業者が事業契約を解除した場合、県は、選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

#### ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他県又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合には、県及び選定事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定期間内に協議が整わないときは、事業契約に定める具体的措置に従うこととする。

### (3) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

**削除:** <#>金融機関と県の協議（直接協定）。

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、選定事業者に資金提供を行う金融機関と県で協議し、直接協定を締結する。

## 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### (1) 法制上及び税制上の措置

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### (2) 財政上及び金融上の支援

県は、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、これらを選定事業者が受けられるよう努める。

## 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### (1) 議会の議決

県は、債務負担行為の設定及び事業契約の締結に当たっては、予め議会の議決を経るものとする。

### (2) 提案に伴う費用負担

提案及び説明会等への出席等に伴う費用については、すべて参加者の負担とする。

### (3) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、県ホームページで公表する。

### (4) 実施方針等に関する問い合わせ先

栃木県環境森林部馬頭処分場整備室

住 所：〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

電 話：028-623-3227

F A X：028-623-3182

E-mail：bato@pref.tochigi.lg.jp

栃木県ホームページ：

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d06/eco/haikibutsu/batou/pfi/top.html>

## 別紙1 処理手数料収入の考え方

- (1) 処理手数料は、県の確認を得て、事業者が決定する。
- (2) 事業者は、提案に当たって、県への納付金算定の基本となる平均単価（円／t）（以下「基準単価※<sup>1</sup>」という。）を設定する。なお、基準単価は、埋立期間において原則固定とする。
- (3) 事業者は、各年度の実績平均単価※<sup>2</sup>（円／t）が、基準単価を上回った場合は、その上回った差額分に対する収入（差額×埋立量）の一定割合※<sup>3</sup>を県に納付する。
- (4) 各年度の実績平均単価が、基準単価を下回った場合は、原則として事業者が負うこととする。

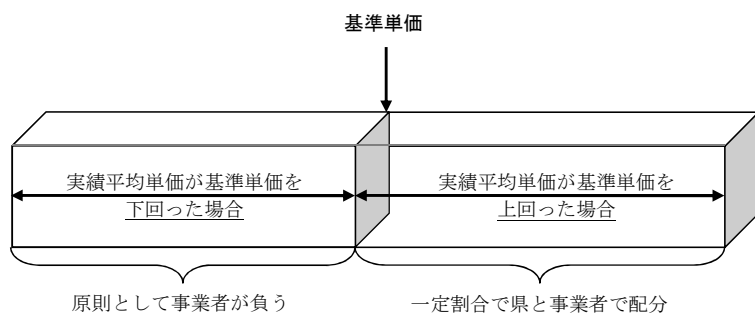
上記イメージは下図のとおり。

※<sup>1</sup>：基準単価は、事業者の提案事項とする。

※<sup>2</sup>：各年度の処理手数料収入を埋立量（t）で除したものの。

※<sup>3</sup>：具体的な割合は、入札公告の段階で示すが、基準単価の提案内容を踏まえ県が設定する。

《イメージ図》



別紙2 リスク分担表（案）

本リスク分担表（案）は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、事業契約書（案）で明らかにする。なお、事業契約書（案）と重複する箇所については、事業契約書（案）の規定が優先する。

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			県	選定事業者
共通	募集書類リスク	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの	○	
	資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの		○
	許認可リスク	県が取得すべき許認可に関するもの	○	
		選定事業者が取得すべき許認可に関するもの		○
	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令等の新設、変更に関するもの	○	
		上記以外の変更に関するもの		○
	税制変更リスク	法人に課せられる税金のうちその利益に課せられる税制度の変更に関するもの		○
		本事業に直接関係する法令に基づく税制度の変更に関するもの	○	
		サービス購入料の支払いに係る消費税法の変更に関するもの	○	
	住民対応リスク	事業の実施そのものに対するもの	○	
		選定事業者の実施する業務に起因するもの		○
	環境リスク	県の事由によるもの	○	
		選定事業者の事由によるもの		○
	事業中止・延期・遅延リスク	県の事由によるもの	○	
		選定事業者の事由によるもの		○
	第三者賠償リスク	県の事由によるもの	○	
		選定事業者の事由によるもの		○
	金利変動リスク	提案時から金利基準日（竣工日）までの金利変動	○	
金利基準日（竣工日）以降に発生する利息にかかる金利変動			○	
不可抗力リスク	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○	△※1	
デフォルトリスク	選定事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	
	改善勧告に関わらずサービスレベルの回復の見込みがない場合		○	
	県の都合により本事業が継続されない場合	○		
用地確保リスク	事業期間中、事業用地を確保するリスク	○		
契約締結リスク	選定事業者と契約が締結できないリスク又は契約手続きに時間を要するリスク	○※2	○※2	
設計・建設	用地の瑕疵リスク	県が提示した資料等により通常予測可能な用地の瑕疵に関するもの		○
		上記以外のもの	○	
	測量・調査リスク	県が実施した測量・調査に関するもの	○	
		選定事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計変更リスク	県の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○	
		選定事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○
	遅延リスク	県の事由によるもの	○	
選定事業者の事由によるもの			○	
施設性能リスク	要求水準不適合（施工不良を含む。）		○	
一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○	



段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			県	選定事業者
	物価変動リスク	設計・建設期間中の物価変動(サービス購入分に限る)	○ ※3	△ ※3
		設計・建設期間中の物価変動(上記以外)	△ ※4	○
運営・維持管理	施設の瑕疵リスク	事業契約に規定する瑕疵担保期間中に見つかった施設の瑕疵		○
		事業契約に規定する瑕疵担保期間後に見つかった施設の瑕疵	○	
	維持管理・運営の要求水準不適合リスク	維持管理業務及び運営業務の要求水準不適合		○
	物価変動リスク	埋立期間中及び埋立終了後の管理期間中の物価変動	△ ※4	○
	維持管理・運営費の変動リスク	県の事由によるもの	○	
		上記以外の事由(物価変動を除く)によるもの		○
	光熱水費リスク	光熱水費の負担に関するもの		○
	施設損傷リスク	県の事由によるもの	○	
		業務に起因する損傷等、選定事業者の事由によるもの		○
	受入廃棄物の性状リスク	受入廃棄物の性状に起因する事故等		○
	需要リスク	想定した処理手数料収入を下回った場合		○
	不法投棄物埋立不適合リスク	本施設への埋立不適合物が発生した場合	○ ※5	
	不法投棄物汚染拡散リスク	県が決定した実施設計に起因する場合	○ ※6	
		選定事業者の施工に起因する場合		○
不法投棄物の受入リスク	当処分場で埋め立てる不法投棄物撤去量が、推定量の51,000m <sup>3</sup> を超えた場合	○ ※7		
不法投棄地(民有地)の使用リスク	民有地の使用に起因する事業の中止・延期・遅延に関するもの	○		
事業終了時	施設の性能リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

※1:選定事業者は、一定の割合若しくは一定の額を負担する。

※2:事由の如何を問わず選定事業者及び県は、自らに発生する費用を負担する。

※3:サービス購入料の支払について、一定の指標をもとに、改定する予定である。

選定事業者は、一定の割合若しくは一定の額を負担する。

※4:大幅な物価変動が生じた場合には、県と協議する。

※5:本施設での処分を前提としているため、埋立不適合物が発生した場合には、その処理方法について、県と選定事業者で協議の上、県の負担にて処理する。

※6:県が決定した実施設計に起因する汚染拡散が発生した場合には、その処理方法について、県と選定事業者で協議の上、県の負担にて対応する。

※7:埋立量が、推定量の51,000m<sup>3</sup>を超えた場合には、県と事業者で協議の上、超えた分の処理手数料相当額を県が負担する。

削除: 4

削除: 5

削除: 4

削除: 5

別紙3 事業計画地位位置図（馬頭最終処分場（仮称）事業区域及び北沢不法投棄地）



様式 1

平成 年 月 日

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書

「馬頭最終処分場整備運営事業（仮称）」に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	内線（ ）
	F A X	
	E-mail	
提出質問数		

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
1							
2							
...							
(例)	実施方針	1	1	(1)	ア	事業名称	

※Microsoft 社製 Excel（Windows 版）のファイル形式で提出してください。

様式 2

平成 年 月 日

実施方針及び要求水準書（案）に関する意見書

「馬頭最終処分場整備運営事業（仮称）」に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	内線（ ）
	F A X	
	E-mail	
提出意見数		

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
1							
2							
...							
(例)	実施方針	1	1	(1)	ア	事業名称	

※Microsoft 社製 Excel（Windows 版）のファイル形式で提出してください。

様式3

平成 年 月 日

実施方針等に関する（説明会・現地見学会）参加申込書

※いずれかを○で囲む

会社名	
所在地	
部署名	
担当者名	
電話	内線（ ）
F A X	
E-mail	
参加者	
(2名まで)	
現地見学会参加希望日	<p>3月23日(水) ・ 3月24日(木)</p> <p>※希望日を○で囲む</p> <p>※説明会の申込様式として利用する場合は、未記入で構いません。</p>

※実施方針等は当日配布致しません。各自でダウンロードし、ご持参ください。

ページ 1: [1] 削除		作成者
県内から排出される産業廃棄物	約 459,000m <sup>3</sup>	
北沢不法投棄撤去物	約 51,000m <sup>3</sup>	
覆土	約 90,000m <sup>3</sup>	

ページ 2: [2] 削除		作成者
本施設の設計・建設期間	事業契約締結の日 ~平成 34 年 10 月末日	
本施設の供用開始	平成 34 年 11 月 1 日	
本施設の運営・維持管理期間(埋立期間)	平成 34 年 11 月 1 日~平成 46 年 10 月末日	
埋立終了後の管理期間	平成 46 年 11 月 1 日~平成 48 年 10 月末日	
不法投棄物撤去期間(設計・工事・処理)	事業契約締結の日 ~平成 36 年 10 月末日	

ページ 2: [3] 削除		作成者
県内から排出される産業廃棄物 (県外で発生し県内の中間処理施設 から排出されるものを含む)	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、政令第 2 条第 13 号廃棄物	
北沢不法投棄物 (受入基準に適合するものに限る)	紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類、建設廃材、プリント基板、顔料、ビニールシート、医療系廃棄物、自動車解体材、焼却灰 等	

※ただし、県と選定事業者の協議により、事業期間等を変更することができるものとする。

ページ 5: [4] 削除		作成者
平成28年 8月	入札説明書等に関する質問の回答(第1回)	

ページ 5: [5] 削除		作成者
平成28年 9月	入札説明書等に関する質問の回答(第2回)	

ページ 17: [6] 削除		作成者
面積	約 48,000m <sup>2</sup>	
容量	約 600,000m <sup>3</sup>	

ページ 17: [7] 削除		作成者
----------------	--	-----

面積 底面:約 24,000m<sup>2</sup>  
法面:約 32,000m<sup>2</sup>

ページ 17: [8] 削除

作成者

集水ピット、点検用通路一式  
容量 1,000m<sup>3</sup>